

維持管理記録書(オリックス資源循環株式会社寄居工場 2025年4月～)

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
処分した廃棄物 (トン/月)	一般廃棄物	2,774	2,803	2,579	3,978	3,459	2,946	2,363					
	可燃ごみ	1,543	1,324	1,462	2,673	2,294	1,757	1,385					
	不燃ごみ	688	829	591	743	606	643	471					
	事業系ごみ(資源ごみ)	543	650	526	559	560	546	507					
	生活系ごみ(処理できないごみ)	0	0	0	3	0	0	0					
	産業廃棄物	4,050	4,668	4,812	4,472	3,757	4,259	3,299					
	ガラス・コンクリート・陶磁器くず	57	64	54	70	44	61	52					
	汚泥	964	1,542	1,474	810	654	959	476					
	金属くず	1	2	4	2	1	2	0					
	木くず	0	0	0	0	1	0	0					
	紙くず	5	0	6	0	2	2	2					
	繊維くず	0	0	0	0	0	0	0					
	動植物性残さ	300	216	286	352	247	263	245					
	燃えがら	14	17	18	3	12	3	15					
	廃プラスチック類	2,680	2,771	2,924	3,194	2,782	2,935	2,462					
	廃酸	0	6	0	0	0	2	0					
	廃油	62	46	53	52	44	42	56					
	ゴムくず	0	0	0	0	0	0	0					
	廃アルカリ	3	4	0	3	0	3	4					
	鋳さい	0	0	0	0	0	0	0					
	動物の死体	0	0	0	0	0	0	0					
	ばいじん	0	0	0	0	0	0	0					
	がれき類	0	0	0	0	0	0	0					
改質設備内のガス 温度(℃)※1,2	1号炉	1,223	1,213	1,212	1,226	1,225	1,227	1,227					
	2号炉	1,213	1,188	1,205	1,195	1,211	1,202	1,192					
冷却された改質ガ スの温度(℃)※1,2	1号炉	58	60	63	58	63	65	62					
	2号炉	54	56	59	59	62	63	60					
ばいじんの除去	冷却設備	1号4/1, 2号4/1											
	除去設備	1号4/7, 2号4/3											
除去設備出口の改 質ガス中の物質濃 度※3	ダイオキシン類※4												
	硫黄酸化物※5			1.1									
	ばいじん※5			0.012									
	塩化水素※5			1.2									
	硫化水素※5			150									

※1:改質設備内のガスの温度、冷却された改質ガスの温度の測定位置は各々高温反応炉上部、急冷塔下部。

※2:測定は、稼動時常時行っており、上記値は月平均値。

※3:測定用試料の採取位置は、全項目同じであり別図の通り。

※4:測定は法定回数の1回/年(2025年12月を予定、数値の単位はng-TEQ/m3N)。

※5:測定は法定回数の2回/年(第1回6月11日採取、7月3日測定結果及び2025年12月を予定)

維持管理の状況に関する情報(ガス化改質方式の焼却施設)

－ 廃掃法第8条の3第2項 同規則第4条の5の2 －

規定	公表事項	項目	公表期間	参照
第2項 イ	処分した廃棄物の各月ごとの種類及び数量	一般廃棄物及び産業廃棄物の各月ごとの種類及び数量	翌月の末日から3年経過するまで	県提出の月報
第2項 ロ	改質設備内のガスの温度(規則第4条の5の1第1項第3号イ(4))	(1)測定位置、(2)測定結果を得た年月日、(3)測定結果	測定結果の得られた日の属す月の翌月の末日	操業月報(炉頂)
	除去設備内の冷却された改質ガスの温度(規則第4条の5の1第1項第3号イ(6))			〃(急冷下部)
第2項 ハ	冷却設備に堆積したばいじんの除去(規則第4条の5の1第1項第3号イ(7))	除去を行った年月日	当該除去を行った日の属す月の翌月の末日	該当なし
	除去設備に堆積したばいじんの除去(規則第4条の5の1第1項第3号イ(7))			
第2項 ニ	除去設備出口の改質ガス中のダイオキシン濃度(規則第4条の5の1第1項第3号イ(9))	(1)採取位置、(2)採取年月日、(3)測定結果を得た年月日、(4)測定結果	測定結果の得られた日の属する月の翌月の末日	計量証明(1回/年)
	除去設備出口の改質ガス中の硫黄酸化物濃度(規則第4条の5の1第1項第3号イ(9))			計量証明(2回/年)
	除去設備出口の改質ガス中のばいじん濃度(規則第4条の5の1第1項第3号イ(9))			
	除去設備出口の改質ガス中の塩化水素濃度(規則第4条の5の1第1項第3号イ(9))			
	除去設備出口の改質ガス中の硫化水素濃度(規則第4条の5の1第1項第3号イ(9))			

--	--	--	--	--